

ID: 368

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	特別の設備の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	長門農業者トレーニングセンター条例 第9条第2項					
例 規 番 号	平成17年条例第182号					
【根拠条文】						
(特別な設備等の制限)						
第9条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。						
2 使用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。						
3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			